

令和3年度第1回富田林市入札等監視委員会議事録（会議の概要）

- 1 開催日時 令和3年5月18日（火）午前9時15分～午前9時50分
- 2 開催場所 市役所2階 201会議室
- 3 出席者 委員3名、工事担当課7人、事務局4人
- 4 開催形態 公開（傍聴人 人）・**非公開**・一部公開（傍聴人 人）

【非公開・一部公開の理由】

会議の公開に関する指針3.（3）該当

- 5 審議の経過及び委員会等の結果等 全文筆記・**要点筆記**・議事要旨

次第

- （1）委員の委嘱、会長の選出及び入札制度の説明
- （2）入札及び契約手続きの運用状況等について（令和3年1月～3月）

①工事の発注状況について（報告）

- （3）発注工事（抽出事案）に対する説明及び審議

令和2年度

- ① 「(R2-農)前谷池樋門改修緊急突発工事」
- ② 「(2)西板持-2工区下水道設備工事」
- ③ 「(R2-法)佐備神山農免農道舗装工事」
- ④ 「学童クラブ感染症対策工事（その2）」
- ⑤ 「錦郡小学校手摺設置工事」

【委員】 ①の緊急突発工事で、業者の選定理由で工事場所の近くに現場があり即対応可能ということですが、工事場所と現場というのはどういう関係ですか。工事場所はわかるのですが、現場というのは何のことですか。

【事務局】 先にこの業者が近くで工事を行っていたということです。手持ちの現場があったということです。

【委員】 すぐに職人が行けるということですか。

【事務局】 そうです。

【委員】 抽出しているところ以外にこの一覧表で、この業者で緊急突発が21番、31番、33番と第4四半期であるのですが、これも同じような状況なのですか。工事現場の近くに業者の現場があったからということなんですか。

【事務局】 この業者が現場から会社が近いという理由もあったと考えられます。会社から近い

ところに突発性のある工事があったということで、その業者ということもありますし、たまたま近くに現場があったということで先ほどの説明になるのですが。

【委員】 3か月の間でこれだけ一つの業者に続けて緊急突発が出るという事情なんです、他の業者にという考慮はされなかったのですか。

【事務局】 業者選定にあたっては、工事担当課から事案が発生し、協議をさせていただくのですが、その場合今申し上げたように、会社が近いという場合と、すでにどこかで工事をされててすぐに対応できるという場合に選定はさせていただいてます。それで声をかけさせていただいて、対応できない場合は、次に近い業者という場合もありますし、必ずそこだけを選んでいるというわけではないのです。あと、その地域にたくさん業者がいるかどうかということもあると思います。

【委員】 業者の本社が現場の近くにあるかということなんですね。

【事務局】 はい。

【委員】 全体的な話に関わるのですが、緊急突発と随意契約が多いという印象を受けたのですが、例えば④と⑤の随意契約は見積合せだと思うのですが、この見積合せをする基準を教えてくださいませんか。

【事務局】 地方自治法上130万円以下であれば見積合せをさせていただいてます。金額でいえば業者で一番低いランクから要綱では8者以上ということで選定させていただいてます。例えば④であれば同じ業種の建築の中から選定しています。

【委員】 見積りは一番安いところで決める形で、入札は集まって入れるという形ですね。実態としてあまり差はないのですか。メリットデメリットというのはあるのですか。

【事務局】 あまりないと思います。おっしゃられたように入札は、何月何日何時に会場に集まってくださいという形で一斉に用意している箱に入れてもらうという形です。見積りは期限を決めてますので、その期限までに契約担当課の窓口に箱を置きますので、期限までに提出していただき、期限以降に一斉に開札するという形です。

【委員】 見積りの方が手軽な感じですか。

【事務局】 時間は拘束されないので業者からしたらそうかもしれないです。

【委員】 わかりました。

【委員】 その割にはあまり見積りをくれないところが多いですね。

【事務局】 そうですね。年度末というところもあるのかなと思います。繁忙期ということで、技術者不足という理由もいただいています。

【委員】 わかりました。

【委員】 案件③ですが、金額はそれほど高くないですが、45者と沢山の業者が参加されて

いるのですが、全て最低制限価格で入札されています。最終的に抽選で決まっておられて、公平は公平なのですが、ある意味入札の意味がないという気がするのです。いつもこういうのが出ると、ひとつの基準があって、その基準で最低制限価格を決めているという話なのですが、45者全てが最低制限価格というのが、例えば、人件費がものすごく安くなっているとか、あるいは原材料があるところで安くなっているとかいうところでおいしいということで、これだけの参加があると思うのです。いつも最低制限価格は先ほども申し上げたように一つの基準があってその範囲内でやってますということなのですが、時期に応じた変動というのは全くないのですか。最低制限価格を決めるときに、例えばある物が100円から200円までと仮に決まってるとして、これが沢山製造されて、ある時期に実際30円くらいになっているということになってきたときでも、やっぱり最低制限価格は100円から200円という形をとらざるを得ないのか。市場の動向を見て30円くらいに合わせることができるのか。その辺はどうなんですか。

【事務局】 単価に関しては4半期で見直している状況です。

【委員】 その間は動かせないということですか。例えば前は100円だったとして今は10円だとしても。

【担当課】 物価スライドというのがありまして、大きい価格変動があったときは、契約後に業者から提案があったときは、その制度にのっとって、増額の対象になるということがあります。

【委員】 今回の分はどうなんですか。

【担当課】 今回は大きい労務単価や燃料費の変動とかはないので、令和2年度の単価を採用しています。

【委員】 その変動はどこで確認するのですか。

【担当課】 大きい変動があれば、大阪府から通知がくる場合があります。ない場合は1年間大阪府からくる労務費や材料費でその時期にあった単価を使っています。ただ大きいスライドがあったときは、例えばオリンピックとかで瞬時的に価格が変わるときは、物価スライドという制度があります。今回に関しては特にはないです。

【委員】 今回の案件③の参加者が45者となっています。これは少なくないですね。他と比べても非常に多いわけですね。

【事務局】 はい。

【担当課】 こういった事案の入札はだいたいこういうものなのか、これだけすごく多かったですというものなのか。その辺はどうなんですか。

【事務局】 舗装工事であれば、入ってくる業者が多い傾向ではあります。

【委員】 舗装工事であれば、全体としてあまりものはいらぬのでは。工事と人件費くらいでしょ。

【事務局】 あと処分費くらいです。

【委員】 コロナの影響で人件費が安くなっていることはないのですか。

【事務局】 人件費は上がっています。最近では労務費が下がることはないです。少しずつ毎年上がっています。毎年大阪府から通知はきており、それに合わせて積算単価に反映させていただいています。

【委員】 案件④と⑤は、辞退が沢山あるのですが辞退理由は何ですか。

【事務局】 ④は技術者不足が1者と金額があわないというのが3者で、それ以外は理由がありませんでした。⑤は多忙が2者、技術者不足が1者、それ以外は理由がありませんでした。年度末というところで忙しいということで、敬遠されたのかなと思います。

【委員】 ②ですが、ポンプで下水を上げる施設だと聞きましたが、工事費用の割合でいうとポンプの機械設備の割合が結構多い工事なのですか。

【担当課】 そうですね。機械設備、電気設備で大方の金額です。

【委員】 そうすると業者からすれば、機械設備を上手に仕入れることができれば、工夫次第では利益率も上がる工事だとなるわけですね。市の見積りの機械設備の金額からどれだけ安く仕入れるのかが、業者の腕の見せ所となる工事であると思うのですが、この機械設備の見積りはどういうふうにされるのですか。先ほどの労務費のように大阪府から通知があって、それに基づいてやっておられるということなのでしょうか。

【担当課】 ポンプメーカーに対して、3者同じ規模の見積りを取りまして、その中で一番安い価格を採用して、設計しています。

【委員】 業者からするとあまり利益が出ないことになってしまわないか。

【担当課】 ポンプを設置するための手間であるとか、制御盤の設置の手間等もそれに含まれますので、その部分が利益になってきます。

【委員】 あまり機械ではもうけられない工事ということなんですか。

【担当課】 メーカーに対して、例えば80万のポンプを70万で取引されるとか、そういう話はあるかどうかはわかりません。

○ 開催日程等について

(1) 次回の開催日時について

(2) 議事録の署名委員と抽出委員の指名について